

島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針

平成27年9月

島根県 農林水産部

目 次

1	はじめに	1
1.1	背 景	1
1.2	目的及び位置付け	1
2	県内農林水産公共施設の現状と課題	3
3	基本方針	6
3.1	基本方針の考え方、取組の方向性	6
3.2	計画期間	6
4	個別施設計画の策定	6
4.1	県が策定する農林水産公共施設の個別施設計画について	6
4.2	農業農村整備施設	7
4.2.1	農業水利施設	7
4.2.2	農道施設	9
4.2.3	地すべり防止施設	11
4.2.4	海岸保全施設	12
4.3	森林整備施設	13
4.3.1	治山施設	13
4.3.2	林道施設	14
4.4	漁港漁場整備施設	15
4.4.1	漁港・漁場施設	15
4.4.2	海岸保全施設	16
5	市町村等関係機関との連携・支援	18
6	取組に当たっての留意事項	18
6.1	新技術の情報収集・導入	18
6.2	情報基盤の整備と活用	18

1 はじめに

1.1 背景

農林水産公共施設は、農林水産業の持続的発展・振興に欠くことのできない水路、ため池、農道、林道、漁港施設などの生産基盤施設、農山漁村における集落排水施設や集落道といった生活基盤施設、土砂災害等から人命や財産を守り県土を保全する治山施設、地すべり防止施設、海岸保全施設などの防災施設など多岐にわたり、県民の社会経済活動や県民生活の安全・安心を支える重要なインフラとなっています。

これらのインフラの多くは高度成長期以降に集中的に整備され、近年、耐用年数を迎える施設の割合が加速度的に増えています。また、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進行状況など、施設の長寿命化に必要な情報が把握できていない施設も多く存在しています。

このような状況に至った背景には、国全体として急速な経済成長に伴い短期間に集中的なインフラ整備を進める必要があったこと、経年劣化等を伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕著化するまで措置が先送りされたこと、管理者の危機意識が希薄であったことなどが挙げられます。このままでは、これらのインフラの老朽化がさらに進行し、補修・更新等に係る費用の集中と増大を招くこととなります。また、本来の施設機能を十分に果たすことができずに、農林水産業や社会生活に大きな影響を及ぼす事態も懸念されます。

このため、農林水産公共施設の効率的・効果的な修繕・補修及び更新整備を計画的に進める農林水産公共施設の長寿命化に取り組み、財政負担の軽減・平準化に努めながら適切に農林水産公共施設の機能を保全し、農林水産活動の持続・安定と社会生活の安全・安心を図る必要があります。

1.2 目的及び位置付け

平成 25 年 11 月に国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、インフラの戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、この基本計画に基づき、国の関係省庁及び地方公共団体において、それぞれ中期的な取組の方向性を明らかにする計画として「インフラ長寿命化計画」（以下、「行動計画」という。）を、さらに個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定することとされました。

これをうけ、県では基本計画に基づき「島根県公共施設等総合管理基本方針」を策定し、公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化や公共

施設等の有効活用・適正化に取り組むこととしており、その中で施設類型ごとの管理については、各部局で策定する基本方針等に基づくこととしています。

農林水産公共施設は、県、市町村、土地改良区等の多様な主体により管理され、施設の所有者、管理者並びに点検、機能診断、補修及び更新を行う対策実施者が異なる場合があることから、施設を適切に維持管理し機能を保全していくためには、関係者の連携・協力や役割分担を円滑に行い、一体となって取り組む必要があります。

よって、農林水産部が所管するインフラの維持管理と機能保全を着実に進めるための基本的な考え方、取組の方向性を明確にするために「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定し、今後、この基本方針に基づき関係部局及び市町村等と連携しつつ、個別施設計画を策定し実践することで、農林水産公共施設の長寿命化に向けた取組を強力に推進します。

個別施設計画：各施設に定められた単位毎に、点検・診断の結果に基づき、予算の状況や対策の優先度を考慮し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用し施設の長寿命化を図るもの。

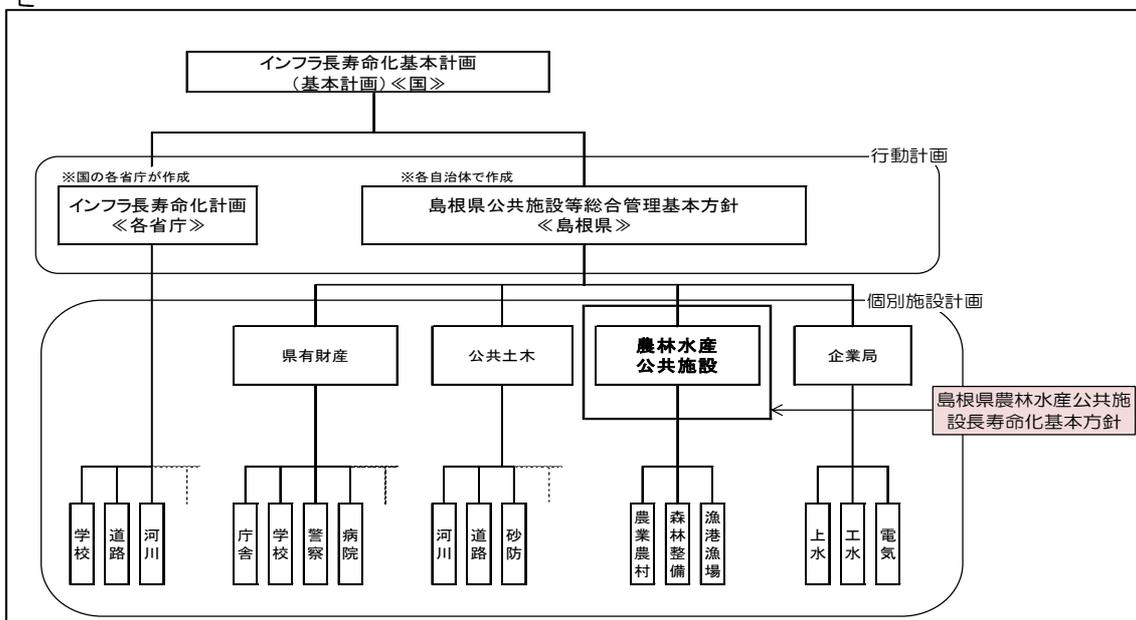


図 長寿命化計画の体系図 [イメージ図]

2 県内農林水産公共施設の現状と課題

農林水産部が所管するインフラは、農林水産業や農山漁村にとって必要不可欠な社会資本であり、適切にその機能を発揮させるためには、効率的に維持管理・機能保全等を行っていく必要があります。

これまでに整備した施設は高度成長期後半から平成初期に建設されたものが多く、建設後の時間の経過とともに老朽化が進行し、修繕・更新すべき時期を迎えた施設が相当数存在します。図－1は、農林水産公共施設の代表的施設の状況ですが、今後急速に耐用年数を超過する施設の割合が増加し、更新整備費用の大幅な増大が懸念されることから、財政的にも施設の長寿命化に向けたライフサイクルコスト（以下、LCCという。）低減の取組が必要です。

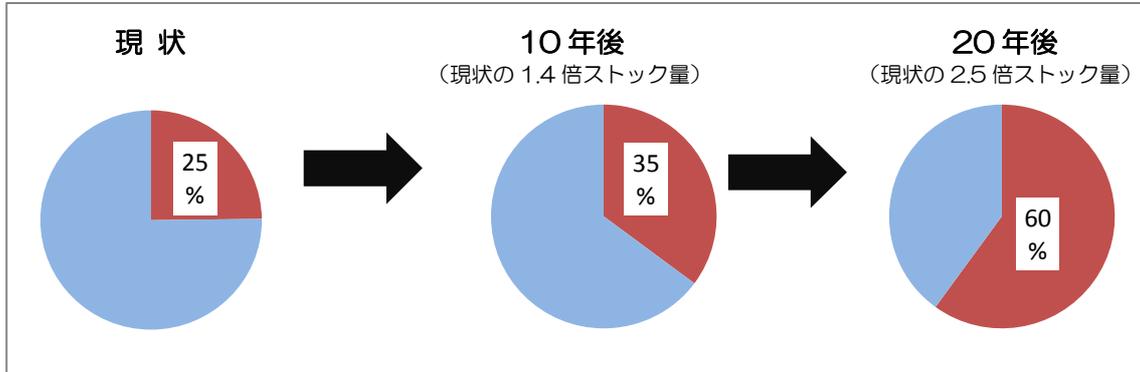
現在の農林水産公共施設の点検・診断・対策等の実施状況は「表－1 県が関係する農林水産公共施設の長寿命化対策の取組状況」のとおりで、一部の施設では点検・診断等が行われ、機能保全計画のもとで緊急度を踏まえ計画的に対策に着手していますが、未だ点検も実施していない施設もあります。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災を踏まえて、耐震基準の改定がなされましたが、これに対応した施設の性能強化は未だ途中であり、津波対策基準においては、これから対処していかななくてはならない状況にあるなど、各種施設の安全性能を確保することも、現状の施設を有効に機能補強するものであり、老朽化対策と同様に適切に取り組んで行く必要があります。

長寿命化に取り組む人材、技術力については、農林水産省の支援等による技術情報の提供、研修等を通じて一定程度確保されているものの、まだ不十分な状況にあり、引き続き研修会への参加、専門家の招致などにより、市町村等とも連携して、技術情報の収集や技術力の向上・拡大を図る必要があります。また、日常点検等の結果を踏まえて専門機関に詳細点検を委託するなど、必要に応じて外部委託等により適切な維持管理・機能保全の体制を確保していく必要があります。

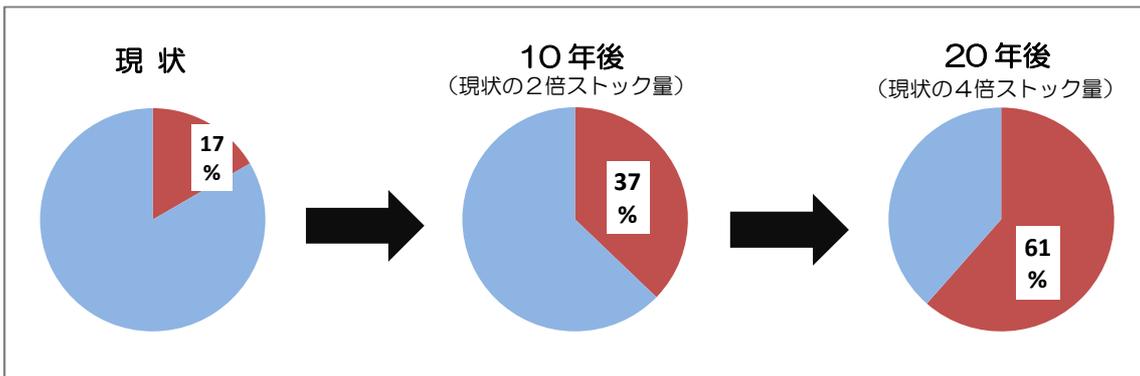
今後、10年～20年で老朽施設が大幅に増加

【農業農村整備施設：用排水機場】耐用年数 35 年を経過する施設の割合



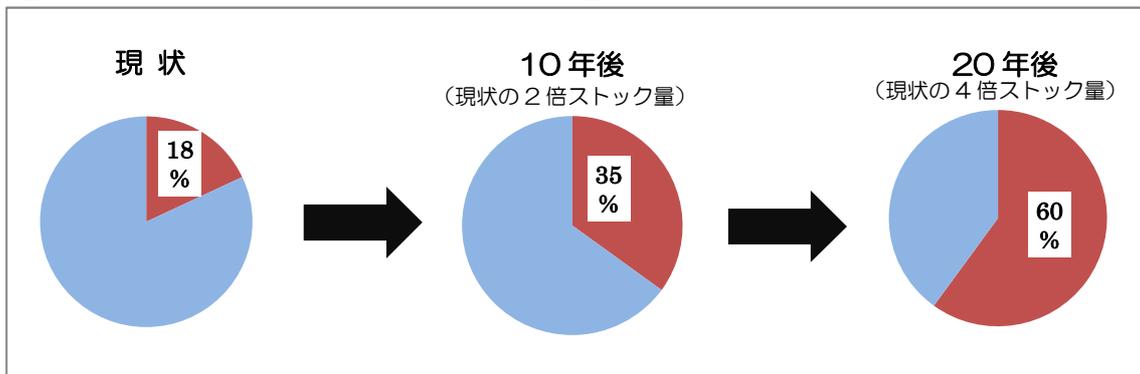
※農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」から、ポンプ施設単体の耐用年数の目安を 35 年とした

【森林整備施設：治山ダム】耐用年数 50 年を経過する施設の割合



※資産評価及び固定資産台帳整備の手引きから、治山ダムの耐用年数の目安を 50 年とした

【漁港漁場整備施設：外郭施設・係留施設】耐用年数 50 年を経過する施設の割合



※資産評価及び固定資産台帳整備の手引きから、外郭施設・係留施設の耐用年数の目安を 50 年とした

図－1 耐用年数を超過する施設の割合

表－1 県が関係する農林水産公共施設の長寿命化対策の取組状況

平成27年1月末現在

区分	施設名	整備者	管理者	施設数	①点検・診断状況		②施設の機能保全計画等の策定状況		③補修・補強・更新の実施状況	
					施設数	実施状況等	策定数	実施状況等	実施数	実施状況等
農業農村整備	ダム	県	県市町村	4ヶ所	4ヶ所	・全て点検を実施(直営・外注、毎年度)	1ヶ所	・定期点検の結果、老朽化が進行した施設について修繕計画を策定。	3ヶ所	・老朽化が進行した施設について実施。
	用排水機場	県	市町村改良区等	126ヶ所	110ヶ所	・一定規模以上の施設について点検を実施(外注、5年に1回)	30ヶ所	・老朽化が進行した施設を優先的に機能保全計画を策定。	4ヶ所	・緊急度等を考慮し、順次再整備を実施。
	用排水路 ()は個別施設計画策定対象延長	県	市町村改良区等	3,500km (61km)	1,610km (61km)	・H21年度に耐用年数超過、残年数が少ない施設を一斉点検済。(外注)	35km (35km)	・老朽化が進行した基幹的な施設を優先的に機能保全計画を策定。	未実施	・機能保全計画を策定した用排水路においては、当面对策の必要は認められない。
	ため池(全箇所)	農家等	市町村地元等	5,041ヶ所	5,041ヶ所	・H24年度までに一斉点検実施済。(外注)	未実施	・危険と判定されたため池62箇所について、順次事業化調査実施。	12ヶ所	・危険と判定されたため池62箇所について、12箇所で開催事業実施
	ため池(H12年度以降に着工したため池)	県	市町村地元等	27ヶ所	27ヶ所	・H24年度までに一斉点検実施済。(外注)	未実施		未実施	
	農道 (15m以上の橋梁・トンネル)	県	市町村	192ヶ所	192ヶ所	・H24年度までに簡易点検実施済。(直営・外注)	未実施		17ヶ所	・緊急度等を考慮し、順次再整備を実施。
	地すべり防止施設	県	県	10,424ヶ所	一部実施	各地方機関により点検を実施。(外注)	未実施		1,186ヶ所	・老朽化が著しい施設をH20年度より再整備を実施。
	海岸保全施設 (農地)	県	県	24ヶ所	未実施		未実施		未実施	
森林整備	治山施設 (堰堤、土留、地すべり防止施設等)	県	県	6,038地区	6,038地区	・H22年度までに点検実施済み。 ・要観察756地区を選定。	未実施		236地区	・要観察756地区のうち緊急性の高い236地区の再整備を実施済み。他地区も継続的に観察し、必要に応じて再整備予定。
	林道施設 (橋梁・トンネル)	県	県	10ヶ所	10ヶ所	・全て点検済み	未実施		2ヶ所	・老朽化が進行した施設について実施。
漁港漁場整備	漁港施設 (防波堤、護岸、岸壁、道路等)	県	県	28漁港	28漁港	・定期的に目視点検を実施	28漁港	・全漁港で策定済。	12漁港	
	海岸保全施設 (護岸・離岸堤)	県	県	23漁港	23漁港	・定期的に目視点検を実施。	1漁港 策定中	・施設の老朽化度や背後状況から緊急度、優先度を考慮し、保全計画を順次策定。	未実施	

3 基本方針

3.1 基本方針の考え方、取組の方向性

これまでの維持管理・機能保全手法は、施設の損傷が進行してしまった後に補修・更新等を行う「事後保全型」によるものが大半でした。

今後、老朽化施設の急激な増加により、これまでどおりの手法を続けた場合、補修・更新等に要する費用の増大や集中が懸念されることから、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の手法を基本として、LCCの低減と財政負担の平準化を図りながら、持続可能なメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進めます。

そのためには個別施設計画を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくことが重要です。基本方針により個別施設計画の策定方針、対象施設、スケジュール等を明確にすることで関係部局及び市町村等との情報共有を十分に図りつつ施設の長寿命化に取り組みます。

また、今後、社会経済情勢の変化等に応じて、施設に求められる役割や機能も変化していくものと考えられることから、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討します。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を進めます。

3.2 計画期間

基本方針の策定年度となる平成27年度から平成32年度までを計画期間とします。

4 個別施設計画の策定

4.1 県が策定する農林水産公共施設の個別施設計画について

県が策定する農林水産公共施設の個別施設計画は、県が所有・管理する施設、県が補修・更新等の事業主体と見込まれる規模を有する施設等、表-2の施設を基本とし、国の事業制度の動向を踏まえて適切に対処するものとします。

なお、以下の項目等に該当する施設又は施設構成等については、個別施設計画の検討・策定段階において、その対象から除くこともあります。

- ① 重大な事故につながる可能性が極めて小さい施設
- ② 施設規模が小さく、予防保全を実施することによるトータルコストの削減効果が限定的な施設
- ③ 造成、更新等の実施後、間もない施設

表－２ 個別施設計画の策定対象施設

対象類型	対象施設
農業農村整備施設	農業水利施設（用排水機場、ため池等） 農道施設（橋梁、トンネル） 地すべり防止施設 海岸保全施設（農地）
森林整備施設	治山施設（地すべり防止施設を含む） 林道施設（橋梁、トンネル等）
漁港漁場整備施設	漁港漁場施設 海岸保全施設（漁港）

4.2 農業農村整備施設

4.2.1 農業水利施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

個別施設計画の対象施設は、以下の施設とします。

施設	対象範囲	備考
ダム	県営事業で造成した施設	農地防災ダムを含む
用排水機場	県営事業で造成した施設	
用排水路	島根県基幹水利施設保全対策実施方針に掲げる 末端受益面積 100ha（畑は 20ha）以上の基幹的 水路	
頭首工・樋門	島根県基幹水利施設保全対策実施方針に掲げる 施設	
ため池	平成 12 年に策定された土地改良事業設計指針 「ため池整備」に基づき、県営事業で改修したた め池	国の機能診断マニュアル (H27 策定予定) による

※対象施設以外のため池については、日常点検や5年毎の定期点検結果に基づいた施設の劣化状況や重要性等を踏まえ、順次、改修等を検討する。

(イ) 個別施設計画の策定方針

農業水利施設（ため池を除く）においては、施設ごとに定期的な診断

調査及び評価に基づき必要な対策等を定める「機能保全計画」を策定し、これにより必要な対策を各種事業で実施しているところであり、この、機能保全計画をもって個別施設計画とみなすこととし、引き続き、個々の施設の機能保全計画等の策定を促進します。

ため池については、日常点検¹の結果、一定以上の変状を発見した場合には、機能診断マニュアルに基づき点検・診断を実施し、個別施設計画を策定します。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

ダムについては、ダム操作規定に基づき実施します。

用排水機場及び用排水路、頭首工、樋門については、「島根県基幹水利施設保全対策実施方針」に記載のある施設において優先的に機能診断を実施するとともに、概ね5年に1回の定期点検²を実施します。

ため池については、全箇所定期的に目視点検（概ね5年毎）を実施し、特に個別施設計画対象のため池については、日常点検等の結果、機能診断が必要な場合に、点検・診断を実施します。

②点検・診断の実施体制

ダム・用排水機場・用排水路、頭首工、樋門の日常点検等については、施設管理者において適切に行い、点検結果などの情報を県と共有します。機能診断や機能保全計画作成、定期点検を県及び関係団体において、国庫補助事業等を活用し実施します。

ため池の日常点検はため池管理者（農家や水利組合等）が行いますが、堤防決壊の予防や適切な機能保全に向け、県と市町村は管理者に対して、日常点検の重要性を継続的に啓発していきます。また、定期的に目視点検は、県・市町村が連携して国補助事業等を活用し実施します。

¹ 日常点検：管理者において日常的に行う目視等による簡易な点検

² 定期点検：施設の構造全体の健全度を把握することを目的として定期的に行う点検

(エ) スケジュール

個別施設計画の取組について、下記のスケジュールに基づき実施します。

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
機能診断マニュアルによる診断（ため池）						
個別施設計画（機能保全計画を含む）の策定（ため池を除く）						
個別施設計画の策定（ため池）						

(オ) 参考図書

個々の施設について、以下の資料等を活用し作成します。

施設	基準・マニュアル
共通	農業水利施設の機能保全の手引き 農業水利施設の長寿命化のための手引き
ダム	農業用ダム機能診断マニュアル
用排水路	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」
施設機械	農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」、同「除塵設備」、同「電気設備」、同「水管理制御設備」
頭首工、樋門	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」、同「頭首工（ゴム堰）」、同「頭首工（ゲート設備）」
ため池	機能診断マニュアル（平成27年度に策定予定）

4.2.2 農道施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

個別施設計画の対象施設は、農業農村整備事業等農林水産省所管事業、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき県営事業で造成された道路における以下の施設とします。ただし、農道として造成された道路であっても、既に県道、市町村道に認定されている道路は対象としません。

施設	対象範囲
橋梁	橋長 15m 以上
トンネル	全て

(イ) 個別施設計画の策定方針

農道施設（橋梁及びトンネル）を適切に管理するとともに、中長期的な維持管理及び更新のコストの見通しを明らかにするため、想定する保全対策実施時期、対策工法、概算工事費、定期点検の頻度等を記載した個別施設計画を策定します。

個別施設計画は、初回点検³・診断の結果及び農道の路線としての重要度や構造物の特性、劣化要因等を総合的に検討して定めます。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

定期点検²は個別施設計画に基づき実施します。

②点検・診断の実施体制

日常点検¹は施設管理者において適切に実施します。

個別施設計画を策定するための初回点検・機能診断については施設管理者と県が連携して国庫補助事業等を活用し実施します。

定期点検は施設管理者において適切に実施します。ただし、施設管理者からの要請があれば県は施設管理者と協力して実施し、この場合も、健全度評価及び個別施設計画への反映は施設管理者と県が連携して実施します。

(エ) スケジュール

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
個別施設計画の策定						

(オ) 参考図書等

個別施設計画の策定に当たっては、道路橋示方書及びトンネル標準示方書（山岳工法編）同解説を適用するとともに、以下の基準類を準用します。

³ 初回点検：個別施設計画を策定するため、施設の各部材の状態を把握することを目的とした点検

施設名	基準名	制定者
橋梁	島根県道路橋定期点検要領 橋梁補修補強マニュアル【基本編・実施編】	島根県土木部 島根県土木部
トンネル	島根県道路トンネル定期点検要領 (仮称)トンネル補修補強マニュアル【基本編・実施編】	島根県土木部 島根県土木部 (H27 予定)

4.2.3 地すべり防止施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

対象とする施設は、全ての地すべり防止施設とするが、以下に該当する施設については、対象から除くこととします。

- ①定期的な点検・診断を行うことが不可能である地中埋設物（杭工、暗渠排水工等）
- ②主として劣化しない材料で構成されている施設（排土工、押さえ盛土工）

(イ) 個別施設計画の策定方針

全ての地すべり防止区域における対象施設の点検・診断を行い、耐用年数や重要度等を考慮し、個別施設計画を策定します。

また、地すべり防止区域に存する地すべり防止施設が一体的に機能を発揮することにより地すべり対策が図られることから、この計画の策定単位は、地すべり防止区域ごととします。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

日常点検¹は、「農地地すべり対策事業設計施工指針」に基づき、管理を委託された関係市町村及び地元関係者等において地区ごとに適宜実施します。

定期的な点検・診断は、施設の長寿命化対策の事業工期を考慮し、概ね5年毎に実施します。

②点検・診断の実施体制

日常点検は、県が通常の維持管理を委託している関係市町村及び地元関係者等が連携して実施します。

定期的な点検・診断は、県が国補助事業等を活用して順次各地区で実

施します。

(エ) スケジュール

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
機能診断の実施						
個別施設計画の策定						

(オ) 参考図書

- ・土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」基準書・技術書【平成 16 年 3 月 農林水産省】
- ・地すべり防止施設の機能保全の手引き（抑制工編）【平成 25 年 6 月 農林水産省】
- ・グラウンドアンカー工維持管理マニュアル【平成 20 年 7 月（独法）土木研究所・（一社）日本アンカー協会】

4.2.4 海岸保全施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

個別施設の対象は、堤防、護岸、樋門等とします。

(イ) 個別施設計画の策定方針

全ての農地海岸保全区域における対象施設の点検・診断を行い、その沈下や破損、劣化状況等の判定結果をもとに、個別施設計画を策定します。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

巡視（パトロール）は、1年に1回程度行う。定期点検²は5年に1回を標準として実施し、海岸保全施設維持管理マニュアルに基づき、変状が見つかった場合は、健全度診断のための詳細調査を実施します。また、台風通過後や地震の発生後には異常時点検⁴を行います。

②点検・診断の実施体制

⁴ 異常時点検：台風や地震等の発生後において、施設の状態を把握する目的で実施する点検

巡視（パトロール）は、県が実施します。

定期的な点検・診断については、目視による外観等の点検は県が行い、その結果により健全度診断を行う場合には、国補助事業等を活用して実施します。

(エ) スケジュール

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
個別施設計画（保全対策計画を含む）の策定						

(オ) 参考図書

- ・海岸保全施設維持管理マニュアル
- ・海岸保全施設の技術上の基準・同解説

4.3 森林整備施設

4.3.1 治山施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

管理する治山施設（林野庁所管の地すべり防止施設を含む）の全てを対象とします。ただし、次の施設については、管理者の主體的な判断により、その対象から除くことができることとします。

- ・維持管理・更新等の必要性が認められない施設

施設の効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復し、森林の国土保全機能等の発揮と相まって、期待される効果が持続的に確保されうると考えられる施設。

(イ) 個別施設計画の策定方針

「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン（暫定版）」（平成26年12月林野庁）を参考とし、流域等ごとに策定します。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

定期点検²は、老朽化の兆候が認められる施設（要観察地区⁵）等を治山事業施設点検実施要領に基づき10年に1回の頻度で実施し、その実

⁵ 要観察地区：治山施設総点検（平成18～22年実施）で確認した老朽化の兆候のある施設が存する地区

施時期は梅雨・台風前とします。

異常時点検⁴は、災害の拡大を防止するため、大雨及び地震等の発生後において災害が見込まれる場合に、人家裏の治山施設等（重点管理施設）について実施します。

②点検・診断の実施体制

定期点検は県職員及び山地防災ヘルパー等、異常時点検は県職員が目視により適切に実施します。

(エ) スケジュール

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
個別施設計画の策定						

(オ) 参考図書

「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン（暫定版）」
（平成26年12月林野庁）

「長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）（仮称）」
（平成27年林野庁提供予定）

4.3.2 林道施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

林道台帳に記載された県の管理する林道で次に掲げる要件を満たす施設。

- ・橋梁（橋長4m以上）
- ・トンネル
- ・その他重要な施設

(イ) 個別施設計画の策定方針

「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」（平成27年3月林野庁）を参考とし、施設等ごとに策定します。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

対象施設において、路線としての重要度や構造物の特性、重要度、劣化要因等により個別施設計画を策定し、その個別施設計画に基づき定期

的な点検を実施します。

②点検・診断の実施体制

施設管理者において適切に実施します。

(エ) スケジュール

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
個別施設計画の策定						

(オ) 参考図書

「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」
(平成27年3月林野庁)

「林道施設長寿命化対策マニュアル(暫定版)」
(平成27年3月林野庁通知)

4.4 漁港漁場整備施設

県において計画を策定する施設は下記のとおりとします。

4.4.1 漁港・漁場施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

個別施設の対象施設は、以下の施設とします。

対象施設	対象範囲	備考	
漁港施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、 閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	
	係留施設	岸壁、物揚場、係留浮標、係船くい、棧橋、 浮棧橋及び船揚場	
	水域施設	航路及び泊地	
	輸送施設	道路及び橋	
	漁港施設 用地	用地護岸及び人工地盤	
	漁港浄化 施設	公害の防止のための導水施設その他の浄 化施設	
漁場の施設	増殖場	消波施設等(消波堤、潜堤、離岸堤及び防 氷堤をいう。以下同じ)及び中間育成施設	該当施設無し
	養殖場	消波施設等及び区画施設	該当施設無し

(イ) 個別施設計画の策定方針

漁港施設においては、従来から個別施設計画に相当する計画として「機能保全計画」の策定を進めてきており、県管理漁港においては全漁港において策定しています。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

漁港施設は不特定多数の人による様々な利用が想定されることから日常点検¹は1月に1回以上、定期点検²は1年に1回を標準とし、変状が見つかった場合は必要に応じて健全度診断のための詳細調査を実施します。また台風通過後や地震の発生後には異常時点検⁴を行います。

②点検・診断の実施体制

点検・診断については施設管理者である県が実施します。

なお、日常点検・異常時点検は職員若しくは嘱託職員、定期点検は技術系職員により実施し、詳細調査については一定の能力を有する民間企業への委託により実施することを標準とします。

(エ) スケジュール

機能保全計画の策定は完了していることから、今後P D C Aマネジメントによるフォローアップを実施し維持管理の最適化を目指します。

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
機能保全計画 の策定	完了					

(オ) 参考図書

機能保全計画の策定は、以下の資料等を活用し作成しています。

対象施設	基準・マニュアル
漁港施設	漁港・漁場の施設の設計の手引
漁場の施設	漁港・漁場構造物設計計算例
	水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン (案)
	機能保全計画策定の手引き (案)

4.4.2 海岸保全施設

(ア) 個別施設計画の対象施設

個別施設の対象施設は、以下とおりとします。

- ・堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設。

(イ) 個別施設計画の策定方針

海岸保全施設については、施設毎の機能診断・調査結果に基づく健全度評価により適切な維持管理・補修を実施し施設の長寿命化を目的とした「長寿命化計画」（個別施設計画）を作成します。

(ウ) 点検・診断の対応方針

①点検・診断の頻度

巡視（パトロール）は1年に1回、定期点検は5年に1回を標準とし、変状が見つかった場合は健全度診断のための詳細調査を実施します。また台風通過後や地震の発生後には異常時点検⁴を行います。

②点検・診断の実施体制

点検・診断については施設管理者である県が実施します。

なお、巡視（パトロール）・異常時点検は職員若しくは嘱託職員、定期点検²は技術系職員により実施し、詳細調査については一定の能力を有する民間企業への委託により実施することを標準とします。

(エ) スケジュール

全県管理海岸（漁港）について平成32年度までに長寿命化計画を完成させることを目標とします。

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
診断・調査の実施						
長寿命化計画の策定						

(オ) 参考図書

長寿命化計画策定については、以下の資料等を活用し作成します。

- ・海岸保全施設の技術上の基準・同解説
- ・漁港海岸事業設計の手引
- ・漁港海岸保全施設耐震性能設計のガイドライン（案）

- ・海岸保全施設維持管理マニュアル
- ・漁港海岸保全施設の老朽化調査及び老朽化対策計画策定のための実務版マニュアル
- ・津波、高潮対策における水門、陸閘等管理システムガイドライン (Ver2.0)

5 市町村等関係機関との連携・支援

農林水産部が所管するインフラは、県が策定する個別施設計画の対象施設以外に市町村、土地改良区等が独自に所有・管理し、補修・更新等を行う施設も多数存在します。

県は市町村等がこれらの個別施設計画策定に取り組むにあたり必要な助言、技術支援及び新技術の情報提供等を行うものとします。

また、一部の施設では、日常の点検管理者、修繕対策実施主体、費用負担者が異なる、あるいは複数になる場合があることから、該当する施設関係者間で施設の劣化情報等を共有し、対策の適時適切な実施に向けて協調して取り組みます。

6 取組に当たっての留意事項

6.1 新技術の情報収集・導入

限られた人員や予算の中で維持管理、点検・機能診断等を効果的かつ効率的に実施するため、関係機関と連携しつつ、非破壊検査技術等の新技術による先進的な取組事例を収集・把握し、現場のニーズを踏まえつつ積極的に導入を図ります。

6.2 情報基盤の整備と活用

維持管理から更新までの各段階で得られる情報は、合理的かつ効率的な管理や適切な設計・施工を行う上で重要なものであることから、施設の諸元、施工条件などの情報や維持管理・更新等の履歴等の情報の積極的な収集・蓄積を図ります。

収集した情報は、戦略的な維持管理・更新等に不可欠である日常的な点検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、LCCの算定等に活用していく必要があり、市町村等の連携も視野に、農・林・水産の各分野において、市町村等との意見交換を通じて適切なデータ体制の構築を図ります。